

## 改正建築物省エネ法が令和3年4月1日に全面施行されます (令和元年5月17日公布)

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(建築物省エネ法)が改正され、適判対象が非住宅建築物 300㎡以上に拡大、小規模住宅・建築物に対し新たに省エネ性能に係る説明義務がはじまります。

### 300㎡以上の非住宅建築物の新築等



### 適合義務

※適合性判定は民間機関でも判定を受けることが可能です

一定規模以上の非住宅建築物を建築する場合、省エネ基準に適合していなければ確認済証が交付されません。

適合義務対象が従来の 2,000㎡以上の非住宅建築物から 300㎡以上の非住宅建築物に拡大されます。

※300㎡以上 2,000㎡未満の非住宅建築物については、2021年3月31日までに建築物省エネ法の届出がなされた場合や確認申請書が提出された場合は適合義務対象外となります。

### 300㎡未満の小規模建築物の新築等



### 建築士から建築主へ説明義務

300㎡未満の小規模住宅・建築物について、建築士から建築主へ省エネ基準への適合性について評価し説明することが義務づけられます。

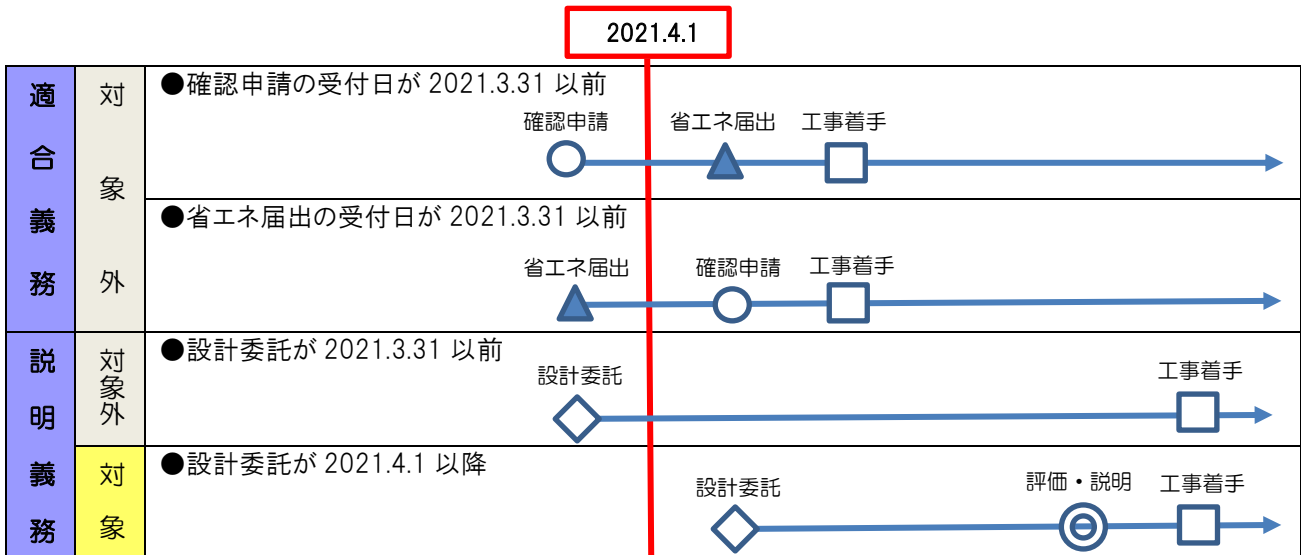
※2021年4月1日以降に設計を委託された建築物が説明義務の対象となります。

### 300㎡以上の住宅の新築等



### 所管行政庁への届出義務(従来どおり)

300㎡以上の住宅を新築等する場合は引き続き、所管行政庁への届出が必要です



## 改正法について学べる オンライン講座



<https://shoenehou-online.jp> (国土交通省)

◎2000㎡超の建築を行う場合、特定建築物環境配慮計画書(CASBEE あいち)も忘れず提出してください。(建設地が名古屋市の場合は、CASBEE 名古屋)

【問い合わせ先】愛知県 建築指導課 建築環境グループ (電話 052-954-6570)